

掛川市条例第9号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（指定地域密着型サービスの事業の基準） 第11条の3 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の基準） 第11条の3 法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（掛川市手数料条例の一部改正）

- 2 掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（介護保険法による手数料） 第20条の5 介護保険法（平成9年法律第123</p>	<p>（介護保険法による手数料） 第20条の5 介護保険法（平成9年法律第123</p>

号)の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 20,000円

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

号)の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者 (次号に掲げるものを除く。)の指定 20,000円

(2) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者のうち、第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に該当するもの(以下「共生型サービス事業者」という。)の指定 10,000円

(3) (略)

(4) 第78条の12において読み替えて準用する第70条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づく共生型サービス事業者の指定の更新 6,000円

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)